

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成21年度
条 例 名	神奈川県公営企業の設置等に関する条例		
条 例 番 号	昭和41年神奈川県条例第50号	法 規 集	第13編第1章1節
所 管 部 局 室 課	企業庁経営局総務課		
条 例 の 概 要	地方公営企業法に基づき、神奈川県公営企業の設置等について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。) 	地方公営企業法に基づき、水道事業、電気事業、公営企業資金等運用事業、相模川総合開発共同事業及び酒匂川総合開発事業（以下「神奈川県公営企業」という。）の設置等条例で定める必要のある事項を定めたものであり、必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。) 	神奈川県公営企業を設置することにより、浄水及び電力の供給、水資源の開発等が図られており、有効に機能している。	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。) 	神奈川県公営企業は、地方公営企業法及びこの条例が定めるところにより、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営され、効率的である。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。) 	地方公営企業法に基づき、神奈川県公営企業の設置等条例で定める必要のある事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。) 	地方公営企業法に基づき、神奈川県公営企業の設置等条例で定める必要のある事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	電気事業において、新たに道志第4発電所（仮称）を設置することに伴い、所要の改正を平成21年12月定例会に提案することを予定している。
次回見直し予定	平成26年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>